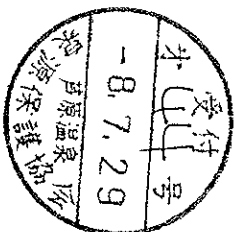


温泉利用許可申請書

平成 8 年 7 月 29 日

福井県知事 殿



住所 福井県坂井郡芦原町舟津43-26
 株式会社 グラインデニア芳泉
 代表取締役 **山口 輝望**
 氏名

〔 法人の場合は、名称、所在地並びに
 代表者の住所及び氏名 〕



温泉を利用したいので、温泉法第12条第1項の規定により次のとおり申請します。

利 用 目 的 (浴用または飲用の別)	浴場用	
	施設の名称	株式会社 グラインデニア芳泉
温 泉 利 用 施 設	所 在 地	福井県坂井郡芦原町舟津43号、26番地
泉 質	別添温泉成分分析書のとおり	
温 泉 分 析 機 関 名	福井県衛生研究所	
源 泉 の 所 在 地	福井県坂井郡芦原町舟津1字1番 63番地	
	福井県坂井郡芦原町舟津43号 26番地	
	株式会社 グラインデニア芳泉 代表取締役 山口 輝望	
	福井県坂井郡芦原町舟津43号 26番地	
温 泉 所 有 者	住 所	
	氏 名	
の 状 況	口 径 ・ 深 さ	代表 口径 10mm 深さ 50m 深さ 90m
	動力装置の状況	200V-3P 出力 (0.4kW)
温 泉 出 量	自噴時	9 ㎥/分・動力時 77 ㎥/分
	温 度	34.5度

証 明 書

下記の内容は、温泉法の規定に基づく温泉利用許可を受けていることを証明する。

利用者氏名：(株)グランディア芳泉 (代)山口 輝望

利用者住所：福井県あわら市舟津43-26

利用許可年月日：平成8年9月6日

利用許可指令番号：金保第152号

温泉利用目的：浴用

利用施設名：グランディア芳泉

源泉所在地：あわら市堀江十楽1字1-63 (芦原39号泉)

特記事項：特になし

平成16年 9月17日

福井県坂井保健所長



泉井39号の成分、禁忌症、適応症および入浴上の注意

成分

禁忌症、適応症および入浴上の注意

- 1 源泉名
泉井39号
- 2 泉質
ナトリウム・塩化物泉
(弱アルカリ性低張性温泉)
- 3 源泉
温泉 34.5℃
使用位置

4 温泉の成分(試料1kg中の成分、分量)

(1) 陽イオン

成分	分	ミリグラム
ナトリウム	(Na ⁺)	325.0
カリウム	(K ⁺)	6.2
マグネシウム	(Mg ²⁺)	0.4
カルシウム	(Ca ²⁺)	249.0
リチウム	(Li ⁺)	0.0
鉄	(Fe ²⁺ +Fe ³⁺)	0.0

(2) 陰イオン

成分	分	ミリグラム
塩素	(Cl ⁻)	37.8
フッ素	(F ⁻)	450.0
硫酸	(SO ₄ ²⁻)	123.0
炭酸水素	(HCO ₃ ⁻)	54.0
炭酸	(CO ₃ ⁻)	18.0

非解離成分

成分	分	ミリグラム
矽酸	(H ₂ SiO ₃)	64.5
珪酸	(HBO ₂)	5.6

溶存ガス成分

成分	分	ミリグラム
逆遷二酸化炭素		7.9
逆遷硫化水素		0.2

(4) その他の微量成分

成分	分	ミリグラム
総砒素		<0.005
総イオウ		<0.5
銅イオウ		<0.02
鉛イオウ		<0.02
水銀		<0.005

5 温泉の分析年月日

平成8年6月4日

6 分析者

福井市原目町39-4
福井県衛生研究所

1 浴用の禁忌症
急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)

2 浴用の適応症
きりぎりず、やけど、慢性皮膚病、神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、持病、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

3 浴用上の注意

- (1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとする。
- (2) 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- (3) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわりまたは浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じまたは入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。

(4) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。

- ア 入浴時間は、入浴温度によって異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
- イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
- ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。

(湯ただれを起こしやすしい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。)

エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。

オ 忌とする。「高度の動脈硬化症」「高血圧症」「心臓病」

カ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意すること。

キ 食事の直前・直後の入浴は避けことが望ましい。

ク 飲酒しての入浴は特に注意すること。

4 禁忌症および適応症の決定年月日

平成8年 9月 6日

福井県金津保健



1. 申請者 : 住所 福井県坂井郡芦原町舟津43-26
 : 氏名 (株) ケンデック 山口輝望

2. 源泉名及び湧出地 泉井39号 坂井郡芦原町堀江十楽1-1-63

3. 湧出地における調査及び試験成績

- (1) 調査及び試験者 : 福井県衛生研究所 堀川武夫
 (2) 調査及び試験年月日 : 平成8年5月27日
 (3) 泉 温 : 34.5℃ (調査時における気温: 28.5℃)
 (4) 湧出量 : 77 L/M (動力揚湯)
 (5) 知覚的試験 : 無色透明無味硫化水素臭
 (6) PH値 : 7.95

4. 試験室における試験成績:

- (1) 試験者 : 福井県衛生研究所 堀川武夫
 (2) 分析終了年月日 : 平成8年6月4日
 (3) 知覚的試験 : 無色透明無味無臭 (採水24時間後)
 (4) PH値 : 7.87 (採水24時間後) (5) 密度 : 0.9941 (20℃/4℃)
 (6) 蒸発残留物 : 1.266 g/L 110℃

5. 試料1L中成分、分量及び組成

(1) 陽イオン

成 分	ミリグラム	ミリ当量	ミリパーセント
ナトリウムイオン	325.0	14.13	52.70
カルシウムイオン	6.2	0.15	0.59
マグネシウムイオン	0.4	0.03	0.12
加水素イオン	249.0	12.42	46.32
リチウムイオン	0.0	0.00	0.00
総鉄イオン	0.0	0.00	0.00
陽イオン計	583.5	26.82	100.00

(2) 陰イオン

成 分	ミリグラム	ミリ当量	ミリパーセント
フッ素イオン	37.8	1.98	10.61
塩素イオン	450.0	12.69	67.73
硫酸イオン	123.0	2.56	13.66
炭酸水素イオン	54.0	0.88	4.72
炭酸イオン	18.0	0.59	3.20
陰イオン計	683.6	18.73	100.00

(3) 遊離成分

非 解 離 成 分	ミリグラム	ミリモル	溶解ガス成分	ミリグラム	ミリモル
メタケイ酸	64.5	0.82	遊離二酸化炭素	7.9	0.17
メタホウ酸	5.6	0.12	遊離硫化水素	0.2	0.00
非解離成分計	70.1	0.95	溶存ガス成分計	8.1	0.18

溶存物質 (ガス性のものを除く) : 1.337 g/L 成分総計 1.345 g/L

(4) その他微量成分

成 分	mg/L	成 分	mg/L	成 分	mg/L	成 分	mg/L
総ヒ素	<0.005	総イオン	<0.5	銅イオン	<0.02	鉛イオン	<0.02
						水 銀	0.0005

6. 泉 質 ナトリウム・塩化物泉 (弱アルカリ性低張性温泉)

7. 禁忌症・適応症は別表による。

平成8年6月4日

福井市原目町39の4
 福井県衛生研究所



温泉分析書別表

1. 源泉所在地 泉非 39号 堀江十薬 1-1-63
2. 源泉分析中諸者 坂非郡岩原町子イア芳泉 山口輝望
(株) グラム・塩化物泉 (弱アルカリ性低張性温泉)
3. 温泉分析中諸者 ナトリウム・塩化物泉 (弱アルカリ性低張性温泉)
4. 温泉分析中諸者 ナトリウム・塩化物泉 (弱アルカリ性低張性温泉)
5. 温泉分析中諸者 ナトリウム・塩化物泉 (弱アルカリ性低張性温泉)

25日)・環自施第227号によれば、次のとおりである。

- (1) 浴用の禁忌症
急性疾患 (特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病態進行中の疾患、妊娠中 (特に初期と末期)

- (2) 浴用の適応症
切り傷、やけど、慢性皮膚病
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

- (3) 飲用の禁忌症
腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときは、ヨウ素を含有する温泉を禁忌とする。

- (4) 飲用の適応症
慢性消化器病、糖尿病、痛風、肝臓病

- (5) 浴用、飲用の一般的注意事項

- (浴用上の注意事項)
- ア) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とする。その後は、1日当たり2回ないし3回までとすること。
- イウ) 温泉療養開始後はおおむね3日ないし3週間を適当とすること。温泉水が現れることがあつたり「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は、入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ) 以上その他、入浴には、次の諸点について、注意すること。
- (1) 入浴時間は、入浴温度により異なるが初めは、30分程度とし、慣れるに従つて延長してもよい。
 - (2) 入浴中は、運動に付着した水で体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。
 - (3) 入浴後は、身体逆冷に注意して、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - (4) 入浴後は、湯冷めには注意して、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - (5) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - イ. 高度の動脈硬化症
 - ロ. 高血圧症
 - ハ. 心臓病
 - (6) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をすること。
 - (7) 食事前・直後の入浴は、避けることが望ましい。
 - (8) 飲酒しての入浴は、特に注意する。

(飲用上の注意事項)

- ア) 飲用療養に際しては、温泉について、専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましい。
- イ) 温泉の量は、1回の量は、一般に100mlないし200ml程度とし、その1日量は、おおむね200mlないしは、1000mlまでとすること。
- ウ) 1強塩泉、酸性泉、含鉄泉及び含鉄泉は、その泉質と濃度によって、又は、希釈して飲用すること。
- エ) 以上その他、飲用については、次の諸点について注意すること。
- (1) 一般には、食前30分ないし1時間が良い。
 - (2) 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又は、ヨウ素を含有する温泉は、食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には、茶、コーヒー等を飲まない。
 - (3) 夕食後から就寝前までの飲用は、なるべく避けることが望ましい。

(注) この別表は、温泉法第13条による掲示に必要な参考資料となるものである。

平成8年6月4日

福非市原目町39の4

福井県衛生研究所

